

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第13回）

1. 日時：令和3年6月25日（金） 17：30～19：00

2. 開催形式：WEB会議

3. 出席者：

<構成員>

大橋座長、相田座長代理、岡田構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

<オブザーバ>

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

<総務省>

竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、梅村データ通信課長、西浦事業政策課ブロードバンド整備推進室長、香月事業政策課調査官、甚田事業政策課課長補佐、中川事業政策課課長補佐

【大橋座長】 本日は、構成員の皆様方、お忙しいところを御参画いただきましてありがとうございます。定刻ですので、ただいまからブロードバンド基盤の在り方に関する研究会第13回を開催いたします。

本日の会議は、いつものことながら新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議での開催ということとなっております。

まず、事務局から、ウェブ会議システムや配付資料の関係での留意事項を、お願いをいたします。

【甚田事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日は御発言に当たっては、お名前を冒頭に入れていただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。チャット機能も、御活用いただければと思います。ウェブ会議への接続が切れた場合などは、お手数ですが、事前にお送りしているURLに再度ログインし直していただければ幸いです。

資料については、資料13-1、13-2、13-3を配付しております。

以上、よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。

まず本日、議事に入る前に、オブザーバとして本研究会に御参加しておられます、全国知事会様から、6月14日に当研究会宛てに意見文書を頂いておりますので、こちらについて、全国知事会様より、いただけるようお願いしております。全国知事会様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【全国知事会】 全国知事会の西村と申します。本日は時間が限られている中、全国知事会の中間取りまとめ骨子案に対する意見につきまして、御説明させていただく場を与えていただき、どうもありがとうございます。まず、感謝申し上げます。それでは早速、意見につきまして、御説明させていただきます。

まず、全国知事会としては、デジタル社会の実現のために、全ての国民が、デジタル化の恩恵を受ける必要があると考えており、今回の意見書についても、その視点から意見を述べさせていただいております。

大きく3点ほど、意見を取りまとめておりますが、これらにつきましては、今後の研究会においても、論点として議論いただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。交付金の支援対象範囲についてです。ブロードバンド環境を維持するためには、当然に設備の更新が必要であり、また、今後の技術の高度化、また、ニーズの拡大に対応するための設備の拡充が必要になる可能性が考えられておりますので、これらの費用についても、支援の対象として明確化していただきたいと思っております。

2つ目でございます。有線ブロードバンドの整備や、高度化に対する支援内容の拡充などについてです。中間取りまとめの骨子案の20ページのところにも記載していただいております。繰り返すにはなりますけれども、非常に重要なことですので、あえて触れさせていただきます。

この問題は、交付金の支援対象範囲の問題とも重なる部分もございますが、未整備地域での整備や、今後の様々なニーズに対応できるよう、設備の高度化を進めるために支援内容の拡充が必要と考えております。特に設備の高度化などの新規以外のものにつきましては、補助金の対象外となる例が多いので、何らかの支援が必要と考えております。また、災害など非常時での対応の視点から、近年、頻発しております大規模災害時にも、通信ネットワークが機能するような対策への支援が必要と考えております。

3点目でございます。公設のブロードバンドサービスへの支援です。公設のブロードバンドサービスは、条件不利地域である場合が多く、さらに利用者数が少ないため、不採算地域である場合が多い状況でございます。このため、これをユニバーサルサービスの対象として明確化すると同時に、今後の技術の高度化や効率化に対応するために、民間移行を促進するための制度の導入についても、議論していただきたいと思っております。

公設のブロードバンドサービスは、有線の事例が多いですが、第7回のヒアリングの際にも出ましたように、自治体が携帯電話の基地局を整備したような事例もございます。自治体の負担軽減のため、支援の対象につきましては、無線を含めて、幅広く検討していただきたいと思っております。

最後になりますが、改めて全国知事会では、全ての国民があまねくデジタル化の恩恵を受ける必要があると考えております。民間主導でもブロードバンド環境の整備が進む都市部だけではなく、有線・無線を問わず、地方でも都市部と同様に整備が進むような仕組みづくりを考えていただきたいと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

【大橋座長】 全国知事会様、どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入りたいと思っております。

本日は、これまでの会合の御議論を踏まえまして、本研究会の中間取りまとめ案を、事務局の御尽力で作成をさせていただいております。この後、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会中間取りまとめ（案）」ということで、事務局から御説明をいただきます。その後、意見交換をさせていただきたいと思っております。

なお、この中間取りまとめ案は、本日の意見交換を踏まえて、必要に応じて修正を行った上で、パブリックコメントにかけさせていただくということとなっております。

それでは、早速ですけれども、事務局から御説明のほうをお願いいたします。

【香月事業政策課調査官】 事務局の香月です。よろしくお願いたします。

それでは、資料13-2に基づきまして、説明させていただきます。「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会中間取りまとめ（案）」でございます。

1枚おめくりいただきまして、目次でございます。はじめに、第1章、検討の背景、第2章、ブロードバンドサービス提供の現状、第3章、提供確保すべきブロードバンドサービス、第4章、ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保のための方策、第1節、有線ブロードバンドサービスに関する規律、第2節、交付金による支援、第

5章、有線ブロードバンド未整備エリアエリアにおけるブロードバンドサービスの提供確保方策、第6章、今後取り組むべき事項でございます。

1ページでございます。「はじめに」でございますが、我が国においては、F T T Hの全国整備率は、2020年3月末時点で99.1%となるなど、世界最高レベルのブロードバンド基盤が実現されております。一方、今後はブロードバンド基盤について、整備から維持のフェーズに入ることを見据えて、本研究会を開催させていただいているところでございます。

第I期と第II期に分けて御議論いただいております、計13回の会合を開催しております。利用者の方々、自治体の方々、それから電気通信事業者さんなどから幅広くヒアリングを行いつつ、精力的な議論を行っていただいております。

下から4行目になりますが、今後、中間取りまとめて示された対応の方向性を踏まえまして、制度及びその運用の具体化に向け、関係事業者・団体や有識者の意見を踏まえながら、引き続き、利用者視点に立った検討を深化していくことが求められるところです。

次に2ページでございます。第1章、検討の背景。1、ブロードバンドサービスを取り巻く状況の変化でございます。

2021年3月時点で、固定系ブロードバンドサービスの契約数は、4,000万契約を超え、移動系の契約数は1億9,000万を超えるなど、ブロードバンドサービスが、一層重要な役割を担うことが想定されております。

3ページ目でございます。電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証でございます、2019年12月に最終答申が取りまとめられております。そこでは、専門的・集中的な検討を進めるとされておまして、これを受けまして、2020年4月から本研究会を開催し、御議論いただいているところでございます。

次、4ページでございます。第2章、ブロードバンドサービス提供の現状でございます。

まず、有線ブロードバンドサービスでございます。2021年3月時点で、F T T Hのサービス契約数は3,502万契約、ケーブルテレビインターネットサービスの契約数が658万契約となっております。有線ブロードバンドサービスの未整備エリアの世帯数は、2021年3月末時点で約7万世帯、F T T H未整備世帯は、約17万世帯まで減少する見込みでございます。一方、維持運用経費などが、事業者の大きな負担となっているというのが、課題となっております。

次、5ページでございます。2、携帯ブロードバンドサービスでございます。2021年3月時点でL T Eの契約数が1億5,437万契約となっております。2019年4月の周波数割り

当てにおいて、2023年度末までに、LTE利用のエリア外世帯をゼロにする開設計画が認定されており、全ての世帯における携帯ブロードバンドサービスのエリアカバーが、実現される見込みとなっております。

次に、8ページでございます。第3章、提供確保すべきブロードバンドサービスでございます。

1つ目が、ブロードバンドサービスの位置づけでございます。こちらにつきまして、対応の方向性を10ページにまとめてございます。

Society 5.0を見据えるとともに、新型コロナ感染症対策のための新たな日常を構築する上で必要となる、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの利用のために、ブロードバンドサービスは不可欠であり、また、自治体における行政サービス維持や、地域における産業利用等のため、ブロードバンドサービスの需要が高まっております。このような中、ブロードバンドサービスの利用について、地域格差が発生すれば、それは社会的に望ましくないと考えております。このため、ブロードバンドサービスを誰もが使えるような環境を整備すべきであり、その具体的な方策を検討することが適当であるとしております。なお、その際の支援策の検討に当たっては、国民負担が過大としないものことに留意が必要でございます。

2、提供確保すべきブロードバンドサービスの種類でございます。

10ページが一番下の段落になりますが、電気通信事業法では、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務を基礎的電気通信役務、ユニバーサルサービスとして位置づけております。11ページでございますが、電話ユニバーサルサービス制度において、提供を確保すべきサービスをどう考えるかについての考え方は、四角で囲ったところでございます。

四角の中でございます。(ア) 3要件でございます。不可欠性、低廉性、利用可能性がございます。そして、競争補完の必要性、提供に要する費用について支援が必要となるか。この(ア)と(イ)の観点から、提供を確保すべきサービスかどうかについての検討を、行ってきているところでございます。

それから、11ページが一番下でございますが、帯域保証型・帯域確保型サービスなどについて、どのように考えるか。

そして、12ページでございますが、ユニバーサル・アクセスの考え方について、どのように考えるかということが、論点となっております。

これについての対応の考え方、対応の方向性につきましては、18ページでございます。

(a) 提供を確保するために支援対象とすべき役務。ブロードバンドサービスにおいても、いわゆる3要件、不可欠性、低廉性、利用可能性だけではなく、競争補完の必要性も含めて、制度上、提供を確保すべきサービスを特定するという考え方を採るべきであると考えられるとしております。

まず、3要件につきましてはですが、不可欠性を中心として検討を行っております。有線ブロードバンドサービス、そして携帯ブロードバンドサービス、いずれも不可欠性を満たすと考えられるとしております。

次に競争補完の必要性でございますが、有線ブロードバンドサービスは、維持運用経費が事業者の大きな負担となっている場合も多く、維持運用経費について支援を行う必要がある。このため、有線ブロードバンドサービスは支援を行い、提供を確保すべきサービスと位置づけるべきであると考えられる。

一方、携帯ブロードバンドサービスについては、全ての世帯におけるエリアカバーが実現される見込みであるため、その維持運用経費について支援を行う必要はないと考えられる。ただし、技術中立性の確保に留意することが必要であることから、携帯ブロードバンドサービスについても、維持運用経費の支援が必要と考えられる状況が発生した場合など、状況に応じ、支援対象とすべき役務について、機動的に見直す仕組みとすることが必要であるとしております。

次に19ページの(b)支援対象とすべき費用でございます。2022年度以降も残る有線ブロードバンド未整備エリアは、希望する市町村は、全て光ファイバ整備費を補助することとしていた補正予算によっても、整備されなかった地域でございます。こうしたエリアにおいて、有線ブロードバンドのみで全世帯の整備をすることとした場合、多額の整備費が必要となる。また、整備費までも支援することとなると、財源を確保することが困難になることに留意が必要である。

このため、支援対象とする費用は、維持運用経費とすることが適当である。なお、更新費を支援対象とすることについても、必要な支援額を踏まえて、引き続き検討する一方で、維持運用経費の費目において、減価償却費を含めることも検討すべきである。この際、自治体によっては、減価償却費という形で費用計上を行っていないケースがあることに留意が必要であるとしております。

また、551行目でございますが、有線ブロードバンドの整備や高度化を伴う更新について

は、財政措置などの支援策を、引き続き講じていくことが必要であるということでございます。

(c) 帯域保証型・帯域確保型サービスでございます。企業や学校などにおいては、一定程度の利用がなされておりますが、一般的に利用される必要最低限の不可欠なサービスであるとは言い難い点を踏まえる必要があるとしております。

(d) ユニバーサル・アクセスの考え方。この考え方によった場合、交付金等による支援の必要がないと考えられるサービスの維持運用経費についても、支援することとなる点に留意が必要である。また、不可欠基盤という設備のみに着目した制度とする場合、確保すべきサービスが一意に定まらないため、不可欠なサービスの提供確保方策の検討は困難である。さらに、ユニバーサル・アクセスの考え方の下では、不可欠基盤を整備・維持する事業者に対して、一定の規律を課すことが考えられますが、その事業者がサービス提供事業者とは限りませんので、最終利用者に対するサービスの提供の確保のためには、サービス提供事業者にも、一定の規律を課すことが必要だと考えられます。このため、結果的にユニバーサルサービスの提供確保のための仕組みを検討することとなる。

以上を踏まえますと、今般の検討においては、ユニバーサル・アクセスの考え方を採らず、現行のユニバーサルサービス制度を検討し、出発点とすることが望ましいとしております。なお今後、技術・市場の変化により、サービスとして不可欠なものを特定する必要がなくなった場合などにおいては、改めて、ユニバーサル・アクセスの観点で、制度を検討することは考えられるとしてございます。

次、21ページの3、提供を確保すべきブロードバンドサービスの品質でございます。この対応の方向性につきましては、26ページでございます。

まず、通信速度について、基本的な考え方でございます。テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを、安定的に利用することができるようにするため、一定程度の品質を定めることが考えられる。具体的には、通信速度については、テレワーク・遠隔教育などを安定的に利用できるためには、1人当たり上下数Mbps程度の実効速度を安定的に確保できることなどが目安になると考えられる。その際、実行速度、名目速度の二通りが存在しますが、名目速度をベースに考えることが適当である。

一方で、実行速度と名目速度との大きな乖離を防止するため、実行速度をサンプルとして計測する仕組みなどを検討することが望ましいことから、当省において、サブワーキンググループを設置して検討しておりまして、その検討状況を踏まえて、引き続きこの点に

ついて、検討を行うことが必要だと考えられるとしております。

次に（イ）規定すべき具体的な通信速度でございます。こうした議論を踏まえますと、テレワーク・遠隔教育などの利用のために、実行速度で一人当たり上下数Mbps、世帯で10Mbps程度が、安定的に利用できることが望ましいことから、例えば、最低でも下り名目速度については10Mbps程度とする、上り名目速度についても、こうしたサービスにおいて重要であることを踏まえて、検討することが考えられるとしております。

27ページですが、一方、その規定の方法については、以下のような留意点を踏まえ、引き続き検討を深めることが適当であるとしております。

まず1つ目、通信速度について、下り名目10Mbpsといった速度を定義として規定することは、事業者が規制潜脱のために、低速の役務を提供するインセンティブが生じるなどの課題が存在する。

2つ目のポツですが、諸外国においては、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスの速度について定めております。その通信速度は、新規整備されるブロードバンドについて、整備後に求められる品質基準の意味合いが強いものとなっております。具体的な通信速度を規定する場合は、提供エリアなどの状況ですとか、最新技術の動向などを踏まえて決定するとともに、機動的に変更することが可能な仕組みとすることが、望ましいとしております。

通信速度以外の役務品質についてが、（b）でございます。

そして（c）その他の技術基準について。これらにつきましては、必要となる基準について、引き続き検討することが必要であるとしております。

次に28ページでございます。第4章、有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保のための方策でございます。この方策として、まず1つ目が（ア）にございますように、適正な提供条件などを確保する規律を、サービス提供者に課すということ。そして、2つ目は、（イ）にございますように、サービス提供主体の地域性の基準を満たすものに対して、交付金制度により支援を行う必要があると考えられます。「なお」で書いておりますが、電話ユニバーサルサービス制度についても、規律を課すということ、そして、赤字の一部を補填する交付金制度を設ける、この2本柱でなっております、このような仕組みも参考としてございます。

その下、第1節、有線ブロードバンドサービスに関する規律でございます。規律につきましては、まず、基本的な考え方を整理した上で、それぞれの規律について検討するとと

もに、不採算地域に対する最終的な役務提供の責務、いわゆるラストリゾート事業者の責務についても、検討を行う必要があると考えております。

29ページ、1つ目の基本的な考え方でございます。この対応の方向性は、30ページでございまして、有線ブロードバンドサービスの適正な提供条件などを確保し、利用者利益を確保するための具体的な規律として、例えば、提供義務、約款規制、料金規制、技術適合義務などが考えられますが、どのような規律が課されるべきかは、規律の内容ごとに検討すべきである。

そして、870行目の段落ですけれども、ブロードバンド市場では、卸先と卸元が分かれている場合もありますので、そうしたことも念頭に置いて検討する必要があります。

具体的には、(ア) エンドユーザ向けの役務適用に係る規律、(イ) 設備設置事業者による、卸役務提供に係る規律、(ウ) 交付金による支援の対象となる事業者に、追加的に課される規律について、それぞれ検討することが必要であるとしております。

次に31ページ目、2、エンドユーザ向け役務に対する規律でございます。

こちらについての対応の方向性は、34ページでございます。

まず、(a) 約款・料金規制でございます。

その下の(ii) 有線ブロードバンドサービスへの適用の考え方でございます。全ての利用者に対して、適切な料金、その他の提供条件で、公平に役務提供されることを担保するために、一定の約款・料金規制を設けることが必要である。一方、有線ブロードバンドサービスは、複数の事業者が競争環境にあり、様々なサービスが提供されている状況に鑑み、必ずしもすべての利用者に対する同一の提供条件を担保する必要はない。

このため、料金を含む提供条件については、相対取引による約款外での役務提供を認めつつ、一定の契約条件による役務提供を保障する約款規制により対応することが考えられる。この際、標準的な約款を示すなどの、手続面での簡素化も検討することが適当である。

また、料金水準については、利用者に対して役務が、適切・公平に提供されることを担保するための制度的な枠組みを設けることが適当である。ただし、事業継続が困難とならないような仕組みを検討するとともに、料金が高止まっているといった状況は確認できていないことを踏まえ、事業者にとって、過度の負担とならないよう十分に配慮することが必要であるとしております。

35ページでございます。その他の規制としましては、契約約款の提示・公表義務、役務提供義務、技術基準適合の維持・自己確認義務でございますが、いずれも適用すべきと考

えられると、整理してございます。

次に（c）規律の対象でございます。エンドユーザ向けの役務提供に係る規律については、適正な提供条件を確保し、利用者利益を確保することが目的でございます。適正な提供条件の確保が困難となる状況は、典型的には、競争によるサービス提供が見込まれない地域において発生することが想定されることから、1者提供かつ高コスト地域で役務提供する支援対象事業者に限定して、規律を課すということも考えられます。

しかし、このような考え方を採る場合には、36ページでございますが、競争によるサービス提供が見込まれない地域は変動することから、安定的に適切な規律を課すことが難しいということですか、複数事業者が存在する地域においても、適正な提供条件が確保されているとは限らないことについて、留意が必要であると考えております。

次に、1014行目ですけれども、有線ブロードバンドサービス市場は、多くの事業者が存在することも踏まえ、事業者全てではなく、有線ブロードバンドサービス提供事業者の一部に限定して規律をかけるということも考えられますが、こうした考え方を採る場合、規律対象となる事業者と、ならない事業者間の競争条件に違いが生じることや、利用者利益の確保の必要性は事業者によって異ならないにもかかわらず、一部の事業者が提供する利用者の役務のみにしか、適正性が確保されないことについて、留意が必要であるとしております。

以上を踏まえますと、事業者全てに規律を課すことを原則として、規律の具体的な内容を、引き続き検討することが必要であるとしております。その際、規制における事業者、行政における規制コストを、極力低減することが必要であるとしてございます。

次に3、卸役務に対する規律でございます。この対応の方向性については、38ページでございます。

卸先と卸元が分かれている場合、エンドユーザ役務に係る規律を設けるのみでは、適正な提供条件を確保し、利用者利益を確保することが困難となるケースが想定されます。

具体的には、地域内で卸元事業者がエンドユーザ向けの役務提供をする意思がなく、かつ卸契約の内容により、適切な条件で役務提供を行うことが困難となり得るケースが、考えられます。

こうした場合には、まず1つの方向性としては、卸元事業者が、適切な役務提供をすることについての規律を課すべきと、もう一つとしては、卸元事業者が、卸先事業者に対して提供する卸役務に係る適切な提供についての規律を課すということなどが考えられます。

これらについては、こうした方向性を踏まえて、引き続き検討を深めることが望ましいとしてございます。

次に38ページの下のほうですけれども、4、支援対象事業者に対する規律でございます。

こちらについては、対応の方向性を40ページにまとめてございます。

表にございますように、収支状況の整理・公表義務、業務区域の基準適合義務、支援機関への収支状況などの届出義務につきまして、いずれも必要であると考えてございます。

次に40ページの下の方の5、いわゆるラストリゾート事業者の責務でございます。電話のユニバーサルサービス制度では、NTT持株、NTT東西は、NTT法において、あまねく日本全国における提供の確保に寄与することが規定されてございます。

ブロードバンドについてどう考えるかということで、43ページに方向性を記載してございます。

ラストリゾート事業者の責務については、これまで検討しました規律や、今後検討します交付金による支援方策のみでは、有線ブロードバンドサービスの提供確保ができない場合もございますので、何らかのラストリゾート事業者の責務が必要となるのではないかと。その場合、どのような責務が必要か。提供エリアにおいて、有線ブロードバンドサービスの提供の維持を求めることが考えられるか。有線ブロードバンドの未整備エリアも残るところ、有線ブロードバンドの整備については、どう考えるべきか。責務履行に要する費用の支援については、どう考えるべきか。どのような属性を有する事業者に責務を課すことが適当か、などの論点について、引き続き検討を深めることが必要であるとしております。

次に第2節、交付金による支援でございます。

まず1つ目、支援対象事業者でございます。この対応の方向性については、45ページでございます。

(a) 支援対象事業者の考え方。支援対象事業者については、競争中立性の観点から、サービス提供事業者が1者のみの場合の、当該事業者を対象とすることが望ましい。また、交付金額の肥大化を防ぐ観点からは、高コスト地域に限定することが望ましい。その際、高コスト地域の特定方法は、標準的な算定モデルを用いることなどが、考えられるとしております。

(b) 内部相互補助の考え方。現行の電話ユニバーサルサービス交付金制度では、赤字の場合に限り交付金を交付しております。一方、ブロードバンドサービスについては、高コスト地域におけるブロードバンドサービス提供維持のインセンティブを付与する観点か

らは、必ずしも内部相互補助を前提とする必要はないものと考えられるということです。なお、その交付金の財源は限られており、様々な事業者規模、経営形態、経営状況の事業者が存在する中で、全ての事業者について、同一の算定方法により、支援額を算出することが必要かどうかなどについても検討をするべきである。ただし、仮に事業者によって異なる取扱いとする場合には、事業者間の競争関係に与える影響について、留意する必要があるとしてございます。

(c) 支援対象事業者の指定単位の考え方。支援対象事業者を指定する地域の単位として、面積の大きい県・市単位で1者のみを指定した場合、競争上の悪影響が生じるおそれがございます。一方、小さい単位で指定する場合には、その分、規制コストが大きくなる可能性がございます。

以上を踏まえますと、こうしたコストに留意しつつ、競争上の中立性を確保するため、極力小さい単位により支援対象事業者を指定することが望ましいと考えられるとしてございます。

次に47ページの後半ですけれども、2、支援対象設備でございます。

その対応の方向性は48ページでございまして、支援対象とする設備については、提供に要する維持運用経費が大きくなるものに関する費用に限定して、支援することが考えられる。具体的には、アクセス回線設備等、離島における海底ケーブルを基本とすることが適当であるということです。

次に3、交付金支援額算定の方法でございます。この対応の方向性は、51ページにまとめてございます。

まず、基本的な考え方でございますが、アクセス回線設備等、それから海底ケーブルを支援対象設備とする場合、交付金支援額の算定方法としては、(ア) 提供事業者の実際の収入・費用の提出を求め、支援額を算定する方法。(イ) 標準的なモデルを作成する方法がございまして。

この際、(ア)の方法の実施に当たっては、以下の点に留意することが必要となるということで、事業者が多数いる、事業者側も含めてコストを要するという点。それから、これらの収入・費用を比較し、適正な支援額を算定することが難しいという点がございまして。こうしたことから本研究会においては、支援額を算定する標準的な仮モデルを策定し、(イ)の方法を採ることについての課題について検討を行っているところでございます。

(b) アクセス回線設備でございます。アクセス回線設備についての交付金支援額の算

定方法としては、収支、赤字額を用いて計算することも考えられますが、収入は事業者の料金戦略に依存するという課題がございますので、金額についての仮モデルを策定することが望ましいとしております。また、交付金額の肥大化を防ぐため、最も効率的な事業運営を行うことを前提に、高コスト地域を特定することができる長期増分費用モデル、いわゆるLRICモデルを活用することが、1つの案として考えられます。

このため本研究会では、以下の2つの方式の交付金支援額算定に係る仮モデルを策定し、課題等について検討を行ったところでございます。(ア)は、既存のLRICモデルを活用し、局舎ごとのFTTHコストを試算する仮モデルを策定いたしました。(イ)は、任意の地理的単位の回線密度と回線当たり費用の関係を表現する回線モデルを策定いたしました。この結果、以下のような課題を得ることができました。

1つ目としては、支援対象とする高コスト地域を、どう線引きするか。2つ目は、実際に生じた費用をサンプルとして算定モデルに当てはめることで、算定モデルが、費用構造を反映しているかなどを検証することが必要だということ。またその検証を踏まえて、算定モデルについて、再検討することが必要であるということでございます。

次に53ページ、海底ケーブルでございます。海底ケーブルの維持費用は、敷設するケーブルの亘長に大きく依存すると考えられることから、ケーブルの亘長を踏まえて維持にかかる費用を策定し、支援額を算出できる仮モデルを策定し、課題等について検討を行いました。この結果、以下のような課題を得ることができました。

1つ目は、ケーブルの亘長以外に、どのような説明変数が考えられるか。2つ目、高コスト地域をどう線引きするか。3つ目、海底ケーブルはアクセス回線と比べて回線数が少ないことから、実際費用を用いるということも考えられるのではないかと。4つ目、多くの海底ケーブルにおいては、赤字となっていることが想定されることから、収入によって費用の差額について、一部を補填する算定方法についても検討することが必要ではないかと。そして最後に、詳細な制度設計については、当省の補助事業における離島向け維持管理補助の補助要件を踏まえて、検討することが考えられるのではないかとということでございます。

54ページでございます。(d)でございますが、こうした検討を踏まえた今後の方向性ですけれども、ここで挙げさせていただいた課題を踏まえて、引き続き検討を深めることが必要であるとしております。また、このなお書きのところですが、交付金支援額算定に必要な事業者情報についての報告・届出などの適正性を担保する仕組みについても、検

討が必要であるとしております。

次に4、交付金負担の考え方でございます。この対応の方向性は、59ページでございます。負担対象者、交付金を負担する対象主体として、ブロードバンドサービスの利用者が増加することにより、ブロードバンドサービスの魅力が高まることで利益を得る者。全体が広く応分の負担をするという受益者負担の考え方を採用することが適当である。

ブロードバンドサービスの利用者が拡大することによって、ネットワークの価値が高まることから、ブロードバンドサービス提供事業者が受益するものと考えられる。さらに、その提供を受ける者についても、情報が得られる、様々なビジネスが展開できるなどにより、受益できると考えられる。このように、提供事業者も提供を受ける者も共に受益者であると考えられるほか、提供事業者が利用者から料金を徴収していることを踏まえすと、提供事業者に応分の負担を求めていくことが適当である。なお、現にブロードバンドサービスの提供を受けていない者は、直接的な受益者とは考えにくいことから、税金により費用を賄うことは、受益者負担の考え方からは適切ではない。

また、無線ブロードバンドを提供する事業者については、ブロードバンドサービスの利用可能者が増加すれば、電子メール、メッセージングアプリなどのやり取り可能な者が増加し、無線ブロードバンドサービスの魅力を高める。また、オフロードを行うことにより、通信環境品質を向上させることが可能となる。ということにより、無線ブロードバンドサービスの提供事業者、その利用を受ける者は、いずれも利益を得ており、ブロードバンドサービス、もしくはブロードバンドサービスの提供事業者に対して負担を求めることが適当である。

他方、OTT事業者については、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置づけている諸外国では、現時点においては負担対象としていないものの、ブロードバンドサービスが広まることにより、大きな利益を得ていると思われることから、本来的には負担対象者とするとも考えられる。しかし、以下のような留意点があることから、中長期的に検討をしていくことが必要である。

1つ目としては、負担を求めるに当たっては、負担対象者の補足や徴収の可能性についても考慮すべきであること。OTT事業者の収入の中で、どのような部分を算定対象収益とするかの画定が困難であること。2つ目としましては、ネットワークのコスト負担をどのように分配するかという、ネットワーク中立性確保の1つの視点に係る中長期的な検討課題であることでございます。

次に61ページの（b）負担金算定の単位でございます。1事業者当たりの負担金額を算定するにあたり、その算定の単位としては、まず（ア）事業収益を基に負担金額を算定する方法、（イ）契約数を基に負担金額を算定する方法がございます。（ア）によった場合には、ブロードバンド事業の収益のみを適切に把握するための仕組みを構築することが難しい。事業者にとって、負担となる可能性がある。こうしたことを踏まえ、契約数をベースに検討することが適当であるとしております。ただし、その契約数の把握方法などの検討を、さらに深めることが必要であるとしています。

次に（c）エンドユーザへの転嫁でございます。62ページでございますが、明示的には転嫁しない場合であったとしても、エンドユーザ料金への影響は生じざるを得ず、転嫁を認めない制度とすることは、困難であると考えられるとしてございます。

次に63ページ、第5章、有線ブロードバンド未整備エリアにおけるブロードバンドサービスの提供確保方策でございます。対応の方向性は、65ページでございます。

（a）さらなる優先ブロードバンドの整備等について。2022年度以降も残る有線ブロードバンド未整備エリアは、希望する全ての市町村に、光ファイバ整備費を補助することとされていた昨年度の補正予算事業費によっても、整備されなかった地域でございます。

一方で、こうした地域の中には、有線ブロードバンドの維持運用経費の捻出が困難であるために、整備に至らなかった地域もあると考えられることから、維持運用経費の支援を行う交付金を創設することにより、整備が促進されることが期待される。このため、整備後も維持が可能となるような、交付金支援額の算定の仕組みの検討が必要であるとしております。

別注の33でございますが、また、有線ブロードバンドが整備済みのエリアであったとしても、民間移行が進むことが望ましく、このため、自治体保有設備の民間移行促進の観点も踏まえつつ、交付金支援額の算定の仕組みについて、検討が必要であるとしております。

本文にお戻りいただきまして、1807行目でございますが、維持運用経費の支援のみならず、有線ブロードバンドの整備費についても、財政措置などの支援策を引き続き講じていくことが必要であり、これらの措置を講じることで、有線ブロードバンドの整備を一層進めるべきであるとしております。

（b）無線ブロードバンドの活用についてでございます。（a）の取組を進めた場合でも、有線ブロードバンドの整備が行われない地域は、なお残ることが考えられる。1816行目で

すが、将来的に有線ブロードバンドサービスの整備が期待できない場合には、無線ブロードバンドサービスを活用することにより、ブロードバンドサービスの提供確保を図ることが考えられる。1825行目、無線ブロードバンドサービスの提供を維持するための仕組みとしては、携帯ブロードバンドサービス提供事業者が、サービスエリアを維持する仕組みを設けることが望ましいと考えられる。

このような方策については、デジタル変革時代の電波政策懇談会において、いわゆるプラチナバンドなどを保有する移動通信事業者に期待される役割が論点の1つにもなっているため、当該懇談会の議論も踏まえて、検討を深めるべきであるとしております。

次に67ページでございます。第6章、今後取り組むべき事項でございます。前章までの検討により、有線ブロードバンドサービスを提供確保すべき役務として位置づけ、一定の規律を課すとともに、交付金による支援制度を設けるなどの対応の方向性が示されました。一方、今後、この方向性を踏まえ、具体的な制度整備を行うには、なお整理すべき課題は多いと考えております。

また、今回取りまとめた対応の方向性に沿って制度整備を行った場合でも、技術・市場環境の変化などにより、不可欠なサービスや競争補完の必要性に変化が生じた場合などにおいては、制度を柔軟に見直す必要があると考えられる。このため、整備する制度の見直し時期や、その要件についても検討する必要がある。さらに、電話のユニバーサルサービス交付金制度との関係性の整理なども必要となる。このため本研究会では、本中間取りまとめ以降、これらの事項を中心に、引き続き利用者視点に立った検討を深化していくための継続的な議論を行い、最終とりまとめにおいて、追加的に提言を行う予定としてしております。

それ以下は、参考資料をつけてございます。

それから資料13-3に、今、申し上げた中間取りまとめの概要を、パワーポイントでまとめた資料をつけさせていただいております。

駆け足になりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【大橋座長】 どうもありがとうございます。第Ⅱ期の検討フェーズとして、昨年の秋から、構成員の方々に精力的に御議論いただいて、また、事務局にも非常に丁寧に議論をフォローしていただいて、今回、中間取りまとめの案として、まとめていただいたものがございます。

構成員の方々に、ぜひ質疑、意見交換をしていただきたいと思います。その前に、本

日、御欠席の大谷構成員から、事前にコメントを頂いているということですので、まず、事務局から代読をお願いできればと思います。

【甚田事業政策課課長補佐】 事務局でございます。大谷構成員から事前に出されたコメントを、代読いたします。

コメント。高コスト地域でサービス提供をしている事業者は、サービスの持続性を確保できるように競争補完的な交付金を受け取り、その財源となる基金を、ブロードバンド利用者が、あまねく広く負担するという仕組みが、まさに必要な時期が来ていると考えます。制度の確立によって、高コスト地域でのサービス提供に躊躇していた事業者の背中を押して、サービスインを容易にし、維持コストの負担などから、サービス品質が十分でなかった地域の利用者に、制度の恩恵を実感していただくことができれば、これからのSociety 5.0を支える基盤にふさわしいものだと思います。

反面、それぞれに事情の異なる複数の地域及び事業者に適用される制度であり、制度濫用を未然に回避できる仕組みが必要だと思います。現状のユニバの場合、担い手がNTT東西に限られることから、濫用懸念はそれほど現実的なものでもなく、規制コストを割く必要も高くはなかったと思いますが、公正な制度とするために、必要に応じて罰則も含めた担保措置が必要だと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、本日、御出席の構成員の皆さんで御意見、御質問があれば、この機会にぜひいただければと思います。

それでは、相田構成員、お願いいたします。

【相田座長代理】 事務局に大部の資料をまとめていただきまして、ありがとうございました。基本的に、これまでの議論に沿った内容になっているかと思います。

ちょっと2点ほど気になったのは、今日聞いて初めて気がついたのですが、1826行目のところで、携帯ブロードバンドサービス提供事業者のサービスエリアを維持する仕組みを設けることが望ましいと考えられると言っているのですが、携帯ブロードバンドに関しては、現在のLTEから5G、さらには6Gと、どんどんリニューアルしていくということが想定されていますので、その中でサービスエリアを維持するという言い方は、何か違和感があります。具体的にどういう表現に直したらいいか分からないのですが、そういう不採算地域が、LTEのままずっと残されるというようなことがない、ちゃんと新しい技術

が、そういうところにも入っていくというニュアンスを盛り込んだような表現に変えられるといいなと思いました。

もう1点は、資料13-3で、2ページ目の(4)の2つ目の四角の※3のところですね。2行目で、交付金の負担対象は、ブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者と書かれていて、これはもちろん間違いではないのですけれども、全体を通じて、有線ブロードバンドと無線ブロードバンドは、かなり区別して書かれているケースが多いので、きちんと「無線ブロードバンドサービスを含むブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者」や、「有線ブロードバンドサービスを提供する事業者及び無線ブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者」と表現するなど、無線ブロードバンドサービスを提供している電気通信事業者も含まれるんだよということが、もう少し明確になるような表現にしたほうがいいかなと思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど、事務局から御回答をいただくとして、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 林です。ありがとうございます。事務局におかれましては、丁寧にご意見の盛り込んでいただき、丁寧におまとめくださりまして、誠にありがとうございました。

前回の記述より記載ぶりが精緻になり、利用者目線で議論を行うことが必要であることが全面に謳われるなど、ここで示された方向性に基本的に賛同するものであります。また、議論が煮詰まっていないところは、ある意味正直に、引き続き、あるいは中長期的に検討することが必要である旨示されており、この点でも将来の見通しがつきやすくなり、良いのではないかと思います。

その上で私も、1点、66頁の1825行目から1827行目にかけての記述ですが、「無線ブロードバンドサービスの提供を維持するための仕組みとしては、携帯ブロードバンドサービス提供事業者のサービスエリアを維持する仕組みを設けることが望ましいと考えられる」というところですが、記述については異論はないのですが、ここは先ほどの相田先生のお話にもありましたように、フレキシブルに考えることが必要ではないかと存じます。ここにありますように、ぜひ移動通信システム等制度WGの議論も踏まえて検討を深めるべきですし、また以前申しましたように、通信衛星コンステレーションの技術・サービスは今後非常に進展し、価格はますます低廉化してくると思いますので、こうした衛星

等を活用することによって、無線のエリア整備・維持する可能性を探ることがますます必要となってくると存じます。

他方で、衛星コンステレーションのサービスには品質・速度等に制約があるのも事実です。無線ブロードバンドの整備・維持には光ファイバが重要となるのもまた、論を待たないところかと存じます。今後の技術・サービス動向次第ではありますが、もし仮に光ファイバ設備の廃止が進むと、衛星等を活用して無線のエリアは維持できても、品質・速度等の制約から、無線ブロードバンドのエリアの維持は困難となるおそれがありますので、無線ブロードバンドを維持する仕組みは、光ファイバの維持の在り方の議論とあわせて議論・検討することが必要だと思えます。この点について、今後議論していく必要があると存じます。

以上、コメントでございます。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。相田構成員も林構成員も、同じ点の御指摘ですが、事務局から現時点での感触をいただければと思えます。

【香月事業政策課調査官】 御指摘いただきましてありがとうございました。

1825から1827行目にかけての無線ブロードバンドに関する記述については、先生方から御指摘いただきましたとおり、現状の規格のものを維持するというだけでなく、新しいサービスが出てくれば、それもどんどん取り入れた形で、無線ブロードバンドサービスの維持といいますか、バージョンアップによる更新というものを、図っていききたいという趣旨で書いておりますが、その部分が、ちょっと分かりにくいという御指摘だと思っておりますので、記載ぶりについては、ちょっと工夫させていただきたいと思っております。

また、こうした無線の活用において、移動通信システム等制度WGとの連携を図っていくということについての御指摘ですとか、また、衛星などの新しい技術も、今後、念頭に置いていくべきではないか。それから、無線を維持するためには、光ファイバが維持されていないと、その無線のスピードが出てこないのではないかと御指摘は、それぞれ大変貴重な御指摘だと思っておりますので、その点も、今後、よく考えていきたいと思えます。

それから概要の資料で、負担者についての記載ぶりが、ちょっと不明確ではないかという御指摘もいただきましたので、そこも指摘を踏まえて修正を考えたいと思えます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。続きまして、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。私からは2点、感想めいたことを述べさせていた

だきたいと思います。

1点目は、40ページのラストリゾート事業者の責務についてのコメントですけれども、十分検討の経緯を御紹介いただきまして、現時点において、1210行目にある、引き続き検討を深めることが必要であるという、今回の結論を導かれた点については、私は見識ある判断だと思っております。ラストリゾート事業者については、今までの議論が両極端にかなり離れていて、1点に集約するというためには、もう少し議論が必要だということに私も共感しておりましたので、その点、良い判断をしていただけたと感じました。

それからもう1点、海底ケーブルについて、収入・費用方式を採用するという、1450行ぐらいですかね。その辺りで、海底ケーブルについては、コストベースだけではなくて、収入・費用の両方を見て差額を補填するようなことですか、実際費用を採用することの可能性も考えるというような、少し違う方策を考えるということを提示していらっしゃると思います。

このことは、現状のユニバーサルサービス基金の算定においても、LRIC方式によるコストベースでの算定を基本としながらも、公衆電話については、収入・費用方式を採って、差額を基金で補填するという方式を採っている現状もございますので、このように、海底ケーブルについては、別の考え方を導入することについても、十分検討の価値があると思っておりますので、ここについても、そのような方向性で検討を進めていくということについては、賛成をしたいと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 どうもありがとうございます。

続きまして、三友先生、お願いします。

【三友構成員】 三友です。ありがとうございます。最初に、非常に広範にわたって、様々な検討をまとめていただいたことに感謝申し上げます。まさに、様々な考え方がここに示されているということでございまして、記述されていることが、行為としてそのまま承認されるということではないと思いますけれども、どういう形で、今後、具体的に制度設計をしていくかというときに、考慮すべきものが盛られていると理解しております。

その上で1点、できれば、あつたらよかったなという視点を申し上げます。それは、第6章で書かれております「最後に今後取り組むべき事項」に関してです。記載されている内容については、そのとおりでと思うのですが、時間軸、すなわちどのぐらいのタイムスパン、あるいはスピード感で、今後、検討していくかということが書かれていない

という点です。

これを書くのは難しいかもしれませんが、実際に検討する内容の中には、例えば、CATV事業者をはじめとした、地域の通信事業者への補助や、あるいは、公設公営でやっているブロードバンドに対する支援は、できるだけ早くしたほうが良いと思います。ところが他方で、全国事業者の存在もありまして、これについては、まさにこの第6章の1849行目から書かれているように、既存の電話のユニバーサルサービスとの関係、こういったものも整理していかなければいけないと思います。

特に今、電話網はIP化が進んでいますので、光のネットワークがブロードバンドユニバの下ブロードバンドになって、支援の対象になった場合に、電話も光IP電話になっているわけですから、二重の補助構造みたいなものが、そこにできてしまう可能性があります。これは制度的に時間をかけないと検討できないことだと思います。そういう意味で、急を要すること、それから時間をかけて、やはり検討せざるを得ないものというのがこの中に混ざっていますので、その辺の整理を、ぜひこの後していただければと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。次に藤井構成員、お願いいたします。

【藤井構成員】 藤井でございます。取りまとめ、ありがとうございます。

基本的に、この取りまとめ案は、非常にうまくまとまっていて良いかと思っていますので、私としては、さほど大きなコメントではないのですが、やはり、負担金の考え方というところは、ユーザが納得感を持って払ってもらえるかどうか、この制度が、ちゃんと維持できるかというところに繋がってくるものと思います。

そのことは、最後の今後の方向性のところに、利用者視点に立ったというところをしっかりと書いていただいていると思います。一方、パブリックコメントでも、関係する意見があるのではないかと思いますし、あと、試算はしたものの、どのくらいの負担額になっていくのかという具体的な金額を精査しないと、制度設計をしていくときに、決めきれないと思いますので、その辺りの精度を高めるということも、今後、努力していかなければならないのかと思っています。

中間取りまとめは、この段階で良くまとまっていると思うのですが、この後、引き続き検討する段階で、具体的に落とし込んでいくという作業も、あったほうが良いかと思っていますので、今後、引き続き検討をお願いできればと思っています。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、宍戸構成員、お願いします。

【宍戸構成員】 東京大学の宍戸でございます。私からも、若干のコメントをさせていただきますと思いますが、まず前提として、やはり構成員の皆様が既におっしゃいましたように、事務局において、非常に難しい問題で、見方が様々あり得る論点について、非常に分厚い形で報告書を、中長期的な課題から、目の前の問題に至るまで整理していただいたことに、御礼を申し上げたいと思います。

私からは、簡単に4点ほど申し上げたいと思いますが、まず1番目に、580行目あたりになるかと思いますが、包括検証のときにも話題になっていました、ユニバーサル・アクセスの考え方については、現時点では採らない。ただ、今後将来、有線・無線の区別がなくなるなどの、今後の長期的な課題として、ユニバーサル・アクセスの観点で、制度を検討することがあり得るということ視野に入れていただいた上で、現状の問題に傾注するという姿勢は、適切であるだろうと思っております。

それから2番目は、これは、随所で、例えば、1030行目あたりなどにも見られるところですが、今回の有線ブロードバンドにも、ユニバーサルサービスとしての規律を広げていく中で、やはり従来とは、規制の在り方が変わってくる。そのために、規制コストを極力低減していくことが、非常に重要だということに賛成をいたします。これが適切に回っていくためには、様々なやり方で、データをきちんと行政当局において把握し、それに基づいて、しかるべきタイミングで、しっかりと規制を行う。しかし、それ以外のときには、しっかり事業者の方々に信頼してお任せするというような、行政の在り方への転換が必要だろうと思っておりますので、引き続き、規制コストを踏まえた具体的な規制の在り方について、検討いただければと思います。

3点目は、大体1197行目ぐらいからある、これは先ほども御指摘がありました、ラストリゾート事業者の責務についてであります。1203行目に書いてあるとおり、責務が必要と考える場合、どのような責務が必要かということについて、従来のラストリゾート事業者の責務と必ずそれが同じというわけではなくて、具体的に、必要なラストリゾート事業者の責務とは何なのかということ、今回の制度改正の目的に合わせて、適切に検討していくということが必要で、その意味では、従来の考え方にこだわることなく、本来、果たしたい法目的、規制目的との関係で考えていただくということが重要であることを、改めて申し上げておきたいと思っております。前回、その趣旨のことを申し上げて、1164行目あたりに、私の意見を、多分入れていただいたのだと思っておりますけれども、この点は強調させていただ

きたいと思います。

最後、4点目になりますけれども、66ページあたりです。先ほど、多くの先生方から、この無線ブロードバンドについて御発言があり、また、三友座長の下で進めている、デジタル変革時代の電波政策懇談会の移動通信システム等制度WGについて御言及をいただきました。こちらは私が主査を務めておりまして、林先生にも貴重なインプットをいただいたところでもあります。移動通信システム等制度WGでは、現在、報告書を公表しており、既に御覧の方も多いかと思いますけれども、いわゆるプラチナバンドについて周波数への特性を踏まえて、例えば、特定基地局開設計画の審査項目として、カバレッジ義務などに相当するようなものを入れる。そのことによって、全国あまねく公平な無線ブロードバンド環境の構築に寄与するということが、期待されるのではないかという方向での取りまとめの作業をさせていただいておりますけれども、その際に、こちらでの議論を参考にさせていただいたということも、併せて、私からは報告をさせていただき、また御礼を申し上げます。

私からは、以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。次に、長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。まず、今回の案については、賛成をいたしております。

その上で、今までの先生方の御指摘が、いろいろあったと思いますけれども、やはり、まだまだこれから検討しなければいけない課題がたくさんある。そして、いずれにしろ、先ほど、藤井先生のお話にもありましたけれども、この仕組みの負担をしていくのが国民というか、ユーザであるということを考えますと、今回のパブコメも含めて、どうやってきちんと説明をして、意見を寄せていただくか。そして今後、具体的に、まだ検討課題になっているものが決まっていく過程で、利用者の意見というのを、どう取り入れていくのかというところが、一番難しいことだと思っております。

事務局は、とても大変だと思いますけれども、また、消費者団体の説明などにつきましても、御協力いただければと思います。よろしく申し上げます。

【大橋座長】 ありがとうございます。岡田構成員、お願いします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。もう既に、ほかの構成員の先生方からのコメント等も、一部かぶる内容かとは思いますが、大事な点かと思いましたので、コメントをさせていただきたいと思います。

どのように今後、残された課題を検討していくかというタイムラインについてです。技術の変化というのは、なかなか予測し難いところもありますけれども、既に予定がはっきりしているものもあるわけですね。例えば、IP網への移行というのは、2024年1月に一斉に移行するということが、もう既にスケジュールで決まっていて、着々と準備が進められている段階にあるということがあります。本日の検討課題の中で、検討されていることに密接に関わってくる、このようなスケジュールがあるわけですので、そうすると逆算していても、ここ二、三年のうちに、そういったことへの対応が求められるということになりますので、あまりゆっくり残された課題を検討する時間があるわけではないと思います。

ということですので、IP化とか無線の話であるとか、競争補完の在り方とか、いろいろ課題が山積ではあるのですが、そのような他のスケジュールもにらみながら、今後、検討すべきタイムラインを、ぜひ意識していただければと思います。

私からは、以上です。

【大橋座長】 どうもありがとうございます。

一通り、構成員の方々から御意見いただいたところですので、事務局から、コメントがほとんどでしたけれども、もし何かレスポンスがあれば、いただければと思います。

【香月事業政策課調査官】 貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

まず、関口先生からラストリゾートについて、今後の方向性の集約に当たっては、まだ議論が必要ではないかという御指摘をいただいておりますが、今回、ラストリゾートについては、論点について提示をさせていただいておりますが、引き続き中間取りまとめ以降、御議論をいただきたいと思っております。

それから2つ目で、海底ケーブルについての収支によって、モデルで試算するということが検討の価値があるのではないかという御指摘をいただきまして、先生の御意見も踏まえて考えていきたいと思っております。

それから三友先生から、今後の検討に当たって、速やかに、直ちに実施していかねばならない部分、それから、じっくりと検討しなければならない部分があるということで、今後、どういうふうにスケジュールを立てて考えていくかということでございます。この制度は、支援の部分と負担の部分が一体となって、そして支援も、日本全国、極力あまねく同じ条件で提供されるということを目的にした、かなり全体の仕掛けが大きな制度となっております。したがって、支援については、早急に行いたいところでございますが、制

度的に調整しなければならない、検討しなければならない課題がございまして、今回、中間取りまとめという形にさせていただいておりますが、残された論点についても、速やかに検討を進めて、最終的な結論が得られるように努力していきたいと思っております。

それから、藤井先生からいただいた点でございます。利用者の負担感、それを納得いただくような形じゃないと、制度がうまくいかないのではないかと、重々肝に銘じて検討していきたいと思っております。

それから、負担額が見えてこない、なかなか議論できないのではないかと、この第Ⅱ期の検討におきましても、一定の試算で御議論いただいたところですが、モデルについては、さらに精緻化を今後検討していきたいと思っておりますので、また一定の段階で、先生方にも検討の状況を報告させていただいて、御議論いただきたいと思っております。

それから、宍戸先生から、ユニバーサル・アクセスについての考え方、中長期的に考えていくということで良いのではないかと、御意見をいただきました。

それから、規制のコストの低減、そこが重要であって、行政としてしっかりデータを集めて、どういう規制手法が適切かどうかを検討した上で、規制の内容を見直すという、そういうフィードバックをしていくべきだという御指摘だと承知しておりますので、いただいた点を踏まえて、具体的な制度設計をさらに進めていきたいと思っております。

それから、ラストリゾートについても、これまでのラストリゾートの内容にとらわれることなく、達成すべき適合目的は何かというところから逆算して、どういうラストリゾートを、これまでと違う形でのラストリゾートを考えていくかということで、御指摘いただいたことにつきましては、先生の御指摘を踏まえて、引き続き考えて、また一定の段階で、この検討会の場で御議論いただきたいと思っております。

それから最後の移動通信システム等制度WGにつきまして、先生に主査を務めていただいております、事務方としましても、電波部のほうとも連携して、今回、報告書を書かせていただいております。いろいろとWGのほうでも御検討いただきまして、ありがとうございました。

それから、長田先生からいただいた点でございます。利用者の方々への御理解をいただくということは重要だと思っておりますので、以前、昨年秋の一部説明させていただきましたが、またそうした機会をいただければ、また説明に伺いたいと思っておりますので、ぜひお声がけいただければと思っております。

それから、岡田先生からいただいた御意見でございます。技術の変化はどんどん進んでいくということを踏まえると、ゆっくり検討してはいけないのではないか。課題山積だけれども、他のスケジュールも見ながら、迅速に進めるべきであるという御指摘をいただいたところでございます。いただいた御意見を踏まえまして、今後、速やかに検討を継続していきたいと思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。もし、構成員の先生方で、追加でさらに御発言の御希望があれば、いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

ちなみに、オブザーバのKDDI様から手が挙がっているようですので、御発言いただければと思います。

【KDDI】 KDDIの山本です。

最初に、お礼でございます。前回、ラストリゾートについてコメントをさせていただきましたこと、これが資料にしっかりと反映いただいたこと、この場を借りて、お礼申し上げます。

今回の発言は、基金の補填についてでございます。行でいうところの1271の内部相互補助、この辺りでございます。特に、1276行目でしょうか。「必ずしも内部相互補助を前提とする必要はない」で、脚注のところに、「黒字である事業者も支援することが考えられる」という記載がございます。いろいろな議論を踏まえての記載だとは思いますが、本当にこれでいいのかというところでございます。つまり、先行している海外事例を、もう少し参考にしてもよろしいのではないかという点でございます。

具体的には、前回も御紹介しました、英国、韓国、それからフィンランドもだと思っておりますが、ラストリゾートを含めたブロードバンドの提供義務がある、課している国について、じゃあ、基金が補填されているのか、発動されているのかというと、どうもこれは発動されていないようであると。つまり、提供義務と、あるいはラストリゾート義務と補填というのは、前提になっていないと。少なくとも、赤字が前提になっているようでありまして、しかも赤字全額というわけではない。このあたりのEUの制度設計をもう少し丁寧に分析、あるいは参考にした上で、日本においてはどうなのかというところの御議論を、ラストリゾートも含めてでございますが、もう少し丁寧に議論いただいてもいいのではないかなと考えた次第でございます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ソフトバンク様からもオブザーバですが、御発言希望ですので、よろしくお願いします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの山田です。1点、コメントをさせていただければと思います。

1826行目でございます。先生方からも御発言があった、携帯ブロードバンドサービスの提供事業者のサービスエリアを、維持する仕組みを設けることが望ましいと考えられるという記載についてなのですが、こういったサービスエリアの拡張・維持といったようなものというのは、これは事業者のサービスの内容、品質の一部であると考えておりますので、本来的にはこういった部分というの、競争を通じて維持されることが望ましいものと考えています。そういう意味だと、ここの提供を維持するための仕組みというのは、必ずしも何かしらユニバーサルサービスの制度のようなもので、携帯事業者に何か義務を課するというようなものではなく、当然ながら、そういった競争の促進によって、エリア拡張や維持を促す仕組みも含む、そういう広い意味で解釈すべきではないかと考えます。

その観点でいうと、我々の無線のサービスを提供するためには、基地局までの光ファイバがないと、そういったサービスというのは維持ができませんので、我々、携帯事業者だけに義務が課せられ、アクセスとなる光回線が、例えばなくなってしまうということになると、当然ながら、その提供というのは困難になりますので、その意味でここの部分は、全国的な光ファイバの整備であるとか、維持であるとか、適切な価格での利用であるとか、そういったことがきちんとなされることを前提に、こういったことを考える必要があるのかなと考えております。

したがって、競争での促進ということと、アクセスとなる光ファイバの適切な維持、利用の確保ということも、ここの文脈で読めるようにしていただくと、ありがたいなと考えています。

その意味において、後段1828行目以降で、デジタル変革時代の電波政策懇談会で、こういったことの議論がなされているというふうに書かれていることがあると、あくまで無線の部分のみで、携帯事業者が割り当てられている無線の部分のみで、何かしら手当をするというふうに読めてしまう懸念がございますので、先ほど申し上げましたような、競争でのエリア維持・拡張であるとか、光ファイバの部分もうまく読めるような形で、ここの記載を修正いただくと、我々事業者としては、ありがたいかなと考えております。

私からは、以上です。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。次に、オブザーバのNTT様から手が挙がっているようですので、コメントのほうをお願いします。

【日本電信電話】 NTTの黒田でございます。ソフトバンク殿のコメントについて、当社の考えをお示ししたいと思っております。携帯基地局を造るときに、光ファイバが必要だということは理解します。

しかしながら、今回は、一般ユーザに提供するユニバーサルサービスとしてのFTTHサービスに関する議論です。携帯基地局回線については、これとは別にダークファイバを提供しています。また、FTTHサービスを提供していないエリアでは、最近、議論になっていたフレキシブルファイバというものを、携帯電話事業者に実費をご負担いただくことで提供しています。山の中も含めて、どこでも携帯基地局回線を整備する仕組みを用意しています。また、現実には、そうしたエリアの基地局に対して光ファイバが必要な場合、各携帯電話事業者は、ご自身で基地局展開のための光ファイバを敷設されていると認識しています。今回、ユニバーサルサービスとして議論しているサービスは、経済的負担能力が十分にある、携帯電話事業者のための基地局回線として用いるものを議論しているわけではなく、あまねく広くエンドユーザに届けるFTTHサービスもしくはモバイルブロードバンドサービスの話をしているのであり、両者を切り分けて議論していくべきだと考えます。なお、エンドユーザ向けのブロードバンドサービスについては、最終的に費用をご負担いただく国民の方々のことを考えると、今後も技術的にも様々な提供手段が出てくる中で、最も効率的なものを選んでいくことが必要ではないかと思っています。最も良いものが全てどこでも使えるようになれば、それに越したことはないのかもしれませんが、やはり、それをどこでも使えるようにするのに必要な費用とのバランスをしっかりと考えておく必要があるのではないかと思っています。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

改めてですが、構成員の先生方から御意見があれば、ぜひいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。関口先生、お願いします。

【関口構成員】 KDDIの山本様のコメントに、一言だけお返しをしておきたいと思っているのですが。現行、ユニバの場合も、基礎的電子通信役務に関する収支というのは、定義をしっかりと、収支を別途計算可能なようにしておきました。

今回は、ブロードバンド収支についての議論というのは、十分しておりません。したが

って、山本様は、ラストリゾート事業者等の最終損益が赤字になることを想定していらっしゃるのか、あまり限定的ではなかったのですが、各社様の多角化の状況を考える限り、全社ベースで赤字にならないと、ユニバーサルサービス基金の発動がないと考えるのは、やや無理があるような気がいたしています。

もしそれを限定して、ユニバーサルサービス収支を出して、そこが赤字になるまで発動をとどめるということになると、改めてブロードバンド収支の在り方ということについては、再議論しないといけないなということで、今回、中間報告ということですので、今後、そのような議論も、改めて議論を煮詰めていく必要が出てくる可能性があると感じました。

以上でございます。

【大橋座長】 関口先生、ありがとうございます。

ほかの構成員の皆様方でございますか。それでは、ソフトバンク様からの補足と、あとKDDI様が改めてということで、それぞれ連続してお願いします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの山田です。先ほど、NTTの黒田様から、今回の議論では切り分けて考えるべきという御発言がありましたが、私どもとしても、そのように考えておまして、あくまでこの章で書かれているこちらは、まず、今回のユニバでは、基本的には有線でやるサービスを念頭に置いて検討して、ただ将来的に、無線での補完というのを考えた場合には、こういう仕組みを設けることが望ましいというふうに考えられているという記載と理解しておりますので、将来的に、そういった補完というのを本当にきちんと考えていく際には、先ほど申し上げたような、広い意味で考える必要があるのではないかとということで、コメントさせていただいた次第でございます。

以上です。ありがとうございます。

【KDDI】 KDDIの山本です。関口先生の御指摘のとおりだと思っております。要するに発言の趣旨でございますが、今回のこの報告書の中に、黒字である事業者も支援することが考えられるというのが、やや言い過ぎではないかということでございます。ここはもう少し、電話の基金の発動のときには、かなり時間をかけて丁寧に議論をして、コストの考え方、収支の考え方、かなりいろいろな議論を踏まえた上で、方向性を出していったというふうに記憶しております。

それに比べますと今回の議論が、十分、本当にその議論がなされているのかどうか。もう少し丁寧に御議論いただきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

様々な御意見ありがとうございました。構成員の先生方から様々御指摘いただきまして、基本的には、事務局の御苦勞を多としつつ、まだまだ課題が多いというふうな御指摘も、今後の課題としていただいたところです。関口先生から、ラストリゾート、海底ケーブルのお話をいただきましたし、また、同じ論点で、宍戸先生からもいただいています。そうした課題を、時間軸を持って考えるべきだという、三友先生、あるいは岡田先生の御指摘もあったかと思えます。

そうした課題は、今後も引き続き、この報告書の中でも最後の章に記していただいたように、今後の課題として取り組む中の1つとしていかなければいけないと思えますけれども、他方で構成員の方々から、特段修正を必要とするという御意見はなかったのかなと思っています。

オブザーバの方から、修正について一部要望の御発言があったというふうに認識をしておりますので、ちょっとその部分は、座長のほうに一任をいただいて、預らせていただきたいと思えますけれども、構成員の先生方、そうした形の取りまとめでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

【大橋座長】 どうもありがとうございます。それでは、こうした形で進めさせていただいて、その上で、パブリックコメントにかけさせていただきたいと思えますので、事務局におかれましても、ぜひ、その方向で進めていただければと思います。

それでは、昨年の秋から第Ⅱ期ということで議論させていただいた、1つの区切りが、この中間取りまとめだと思えますけれども、本当に構成員の方々、御議論ありがとうございました。

事務局より、今後の予定について、御説明をお願いします。

【甚田事業政策課課長補佐】 事務局でございます。大橋座長から、ただいま御説明いただいたとおり、本中間取りまとめ案につきましては、本日いただいた御意見を踏まえまして、必要に応じて修正等をさせていただいた上で、今後、パブリックコメントにかけさせていただきます。

次回の会合内容・日時等につきましては、別途、御連絡させていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。

では、本日の議事は以上でございますので、閉会といたしたいと思います。皆さんお忙しいところ、本当にいろいろコメントをいただきまして、ありがとうございました。

以上